

※令和3年1月13日

緊急事態宣言対象区域に7府県が追加になりました。1月13日時点での緊急事態宣言対象区域は次のとおりです。ご確認のうえ、適切にご対応くださいますよう、よろしくお願いいたします。

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（11都府県）

-----  
令和3年1月8日

非常勤講師のみなさまへ

新居浜工業高等専門学校長

八木 雅 夫

#### 新型コロナウイルス感染症拡大防止について（お願い）

新型コロナウイルスが感染拡大を続けており、1月7日付けで政府から1都3県を対象に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本校の新型コロナウイルス感染症対策会議において下記の事項を決定いたしましたので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、引き続き、教職員・学生ともに、感染予防策（マスクの着用、3密を避ける、手洗い、手指消毒など）を徹底してまいりますので、併せてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

#### ○緊急事態宣言対象区域への外出は自粛してください。

当面の間、緊急事態宣言対象区域への不要不急の外出をお控えください。真にやむを得ない事情により、対象区域を訪問・滞在する必要がある場合は、【3つの密】を避け、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うとともに、特に繁華街への外出など不要不急の行動は慎むようお願いいたします。

本校での業務以外であっても、来校予定日の2週間前以降に、やむを得ず対象地域へ訪問・滞在する必要がある場合は、各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）まで事前にご連絡ください。学校が愛媛県の衛生主幹部局に相談し、感染リスクが高いと判断した場合は、面接授業の実施を控えていただくことがあります。

また、感染リスクが低いと判断された場合でも、帰県後2週間は、不特定多数との接触を

控える（学生との面談などにも注意する）、密閉した場所での打合せ等には出席しない、至近距離での会話をしないなど、万一に備えて感染拡大予防対策を徹底するとともに、体調に異変があった場合には各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）へご連絡ください。

さらに、対象区域以外への外出等についても、感染予防に十分にご留意ください。特に会食等「感染リスクが高まる5つの場面」（別添参照）を常に意識して行動し、基本的な感染予防策を講じるようお願いします。

※令和3年1月7日付緊急事態宣言対象区域：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県※

○新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と特定された場合（同居する家族を含む）、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状が現れた場合は、各県の体制に従い医療機関等へ連絡するとともに、本校各学科の担当教員（つながらない場合は教務係 0897-37-7724）へもご連絡ください。

◆検査の結果、陰性であった場合も必ずご連絡ください。

◆勤務時間外に事案が発生した場合は、【守衛室：0897-37-7710】までご連絡ください。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急連絡である旨をお伝えください。
- ・氏名と学科（本校各学科の担当教員）、折り返し連絡のための連絡先をお伝えください。

○来校予定のある日は、出勤前に検温し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、出勤せず、各自治体の体制に従って病院を受診する等の対応をお願いします。

なお、その場合は、教務係（0897-37-7724）までご連絡ください。

以上